

議第112号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

第8条の2第1項中「法第2条第2項第7号に掲げる便益施設に限る。以下「特定公園施設」という」を「法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を除く。次項及び第10条第2項において同じ」に改め、同条第2項前段中「特定公園施設」を「公園施設」に改める。

第10条第2項中「特定公園施設」を「公園施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の額の最低額)

第10条の2 法第5条の2第4項及び第5条の7第3項に規定する条例で定める額は、前条第1項の規定により定められた使用料の額とする。

第11条第1項中「前条」を「法第5条の7第3項又はこの条例第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園施設の建築面積の基準の特例を定める等の必要があるので提案する。